

平成 2 0 年度  
宮城県行政評価委員会

日 時：平成 2 1 年 3 月 2 3 日（月曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

平成20年度 宮城県行政評価委員会 議事録

日時：平成21年3月23日（月） 午後1時30分から3時30分まで

場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：星宮 望 委員 関田 康慶 委員 森杉 壽芳 委員  
長谷川信夫 委員 浅野 孝雄 委員 大滝 精一 委員  
濃沼 信夫 委員 沼倉 雅枝 委員 水原 克敏 委員

欠席委員：林山 泰久 委員 田中 仁 委員 宇田川一夫 委員

司 会 ただいまから平成20年度宮城県行政評価委員会を開会いたします。  
本日は星宮委員長始め、9名の委員にご出席いただいております。  
行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に  
成立しておりますことをご報告いたします。  
なお、林山委員及び宇田川委員、田中委員におかれましては、本日所用のため欠  
席される旨のご連絡がありました。また、水原委員におかれましては、ご都合によ  
り途中で退席する予定となっておりますので、ご了承をお願いします。  
それでは、開会に当たりまして、村井知事よりごあいさつを申し上げます。

村 井 知 事 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、行政評価委員会にご出席を賜り  
まして、まことにありがとうございます。  
委員長の星宮先生を始め、各委員の先生方には各部会において大変熱心なご議論、  
ご審議を賜り、心から感謝を申し上げます。  
県といたしましては、現下の大変厳しい経済情勢を踏まえ、県内経済を支え、県  
民の安心確保のため一丸となって迅速な雇用対策などに努めているところでありま  
す。  
こうした中、県財政は今後一層厳しいものになると認識をしておりますが、行政  
評価をしっかりと生かした効率的で質の高い政策・施策を推進することで、宮城の将  
来ビジョンの着実な実現を図ってまいりたいと考えております。委員の先生方の忌  
憚のないご意見をちょうだいできれば幸いです。  
結びに、皆様方のこれまでのご尽力、ご指導に改めて感謝を申し上げますととも  
に、今後ともご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単  
ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。  
どうかよろしくお願いを申し上げます。

司 会 まことに恐縮ですが、知事は所用のためここで退席させていただきます。

村 井 知 事 申しわけございません。これで失礼させていただきます。

司 会 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、出席者名簿、報告資料1として「政策評価部会の審議結果について」、報告資料2として「大規模事業評価部会の審議結果について」、報告資料3として「公共事業評価部会の審議結果について」、報告資料4として「宮城の将来ビジョン 成果と評価」、報告資料5として「行政活動の評価の結果の反映状況説明書」、報告資料6として「平成20年度事業箇所評価の結果の反映状況説明書及び要旨」、参考資料といたしまして「行政評価の概要」を配付しております。お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元のマイクの使用方法についてご説明を申し上げます。

ご発言の際は、マイク右下のスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しください。ご発言が終わりましたらスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

星宮委員長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

星宮委員長 星宮でございます。皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど村井知事のごあいさつのとおりでございますが、「宮城の将来ビジョン 成果と評価」の報告もでございます。それから、各部会におかれましても鋭意ご審議くださいましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。それぞれの部会の報告が主になる本日の会議だと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。座らせていただきます。

では、早速ですけれども、議事録の署名委員の指名をさせていただきたいと思えます。

原則名簿順でお願いしておりますけれども、今回お願いする予定でした宇田川委員と田中委員がご欠席というふうに伺っておりますので、次の順の大滝委員と濃沼委員をお願いしたいと思います。大滝委員、濃沼委員、よろしいでしょうか。では、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速進めたいと思えます。

次に、会議の公開についてでございますが、当委員会の決定に従いまして、当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、早速審議に入りたいと思えます。

まず、1番目、報告で、各部会の審議結果をご報告いただきたいと思います。

まず最初に、政策評価部会につきまして、関田部会長からご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

関田委員 それでは、政策評価部会からの審議結果についてご報告を申し上げます。

報告資料1をごらんください。

平成20年度政策評価・施策評価の評価につきましては、平成20年6月9日付けで知事から県が行っております14政策33施策にかかわる政策評価及び施策評価について、行政評価委員会に対して諮問が行われました。

政策評価部会では、産業部会が大変政策・施策の課題が多いものですから、第1、第2の二つに分けまして、産業第1、産業第2、教育、福祉、環境、社会資本、この六分科会に分かれまして、平成20年6月18日から7月15日にかけて延べ12回の分科会を開催しまして審議を行いました。

次の裏の方にその審議経過が示されております。

政策評価部会が6月13日、8月8日、21年2月16日に行われ、3回行っております。分科会については延べの回数で12回おこないまして、審議を行いました。

その結果でございますが、政策評価に関しまして63件、施策評価については185件の意見を付しております。

県は自己評価といたしまして、「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階の評価で評価を行っておりますけれども、その評価について妥当かどうかというような評価を当部会では行っております。1から7段階の評価を行っております。7が一番高い、1が低いという評価でございます。自己評価の妥当性ですから、評価が悪くても妥当であればそれでいいということなんです。ほとんど自己評価が第三者評価を上回るということはありませんで、7段階の評価が悪ければ余り適正でないということでございます。

7段階の意味でございますけれども、6点・7点が「適切」、4点・5点が「概ね適切」、3点が「やや課題あり」、1点・2点が「課題あり」、概ねこういうような評価尺度で評価を行っております。

その結果でございますが、政策評価では県の評価に対して2と判定されたものが1件、つまり課題があるという評価です。3が3件、4が3件、5が12件、6が5件というそういう評価結果でございます。

また、施策の評価については、県の評価に対して2と判定したものが4件、3が5件、4が6件、5が8件、6が10件という結果でございます。

そこに至るさまざまな意見交換がございまして、審議を行った事項についての政策・施策の評価について主要な点を挙げますと、政策・施策評価は一種の政策・施策の質の管理をやっているわけで、今までよりもっとよい対策、政策・施策をどうすればいいかと。それを反映させるような必要性があるわけでございまして、「概ね順調」といってもどういうふうにそれを改善していくのか、それによってどういうふうによくなるかが期待されるかと、こういうことをきちっと記載をしていただきたいというのが1点です。

それから、目標となる指標、この達成度が目標値の設定方法によりましてかなり恣意的なものになる可能性があります。この政策・施策の評価については、あまり目標指標等の達成度、目標の指標のその設定の仕方によっては、非常にわかりやすいものもあれば、わかりにくいものもございましてけれども、余り引きずられることなく、政策・施策の中身を全体的に見られるような、そういう複数の指標等を使って出していただきたいということでございます。

3点目でございますが、県民の施策に対する意識調査の中で、重視度と満足度というものの乖離のあるものがたくさんございます。その原因として、県民ニーズと違う事業が行われている可能性であるとか、あるいは県が実施した内容、あるいはそういったものが県民に十分その情報提供が行われているのだろうか。この可能性についても考えていただきたいということでございます。県民ニーズに合った政策あるいは施策ということをぜひ重視して対応していただきたい。現状をやむを得

ないというふうにとらえるというような意識でなくて、県民の目線とか意識に沿った形での評価を行っていただいて、どのように改善していけばよいのかという議論を深めてほしいということであります。

目標指標等の設定につきましては、不足しているもの、かなり不適正なものが見られました。政策・施策によってはなかなかそういったものを設定しづらいということもございますけれども、施策の成果を適正にあらわすような指標などの設定とか、補完データの提示、こういったものを検討していただきたいということでもあります。

それから、施策評価シート自己的目标指標等につきまして、全国平均であるとか、近隣他県との比較という欄にも記載されているんですけれども、目標値はクリアしていても、全国標準で見るとそのレベルにはなかなか到達しないというものもございます。設定された目標値をクリアすることだけがその目標でなくて、重要なことでもありますけれども、できれば最低限全国レベルをある程度視野に入れて、あるいは東北地方を視野に入れて、目標とする他県をベンチマークというふうにとらえていただいて事業を進めていく姿勢をとっていただきたいということでもあります。

それから、目標指標等の達成度が「N」、判定不能という表現がときどきありますけれども、この数値基準などで判定できない場合、例えばその観察間隔が数年にわたって2年、3年はないと。3年目、4年目、5年目で行われるなんていうこともございますけれども、そういった場合もございますが、その「N」であるけれども、施策の進捗状況を判断した理由であるとか、これがNであるのに何かいろいろなことを書いていることもございますし、定時性要因をわかりやすく誤解がないように県民に伝えていただきたいと。ただ「N」でなくて、どうして「N」なのかということ意識して説明をいただきたいということでもあります。

3番目の事業の分析についてですが、施策に設定されております目標指標等の多くがアウトプット指標であります。このアウトプット指標の達成度が結果的に「A」となりやすい傾向がある。そのために個別事業の有効性の分析にはできる限りアウトカム指標を使っていたきたいと。受講者の満足度であるとか、受講者の受賞など、こういったものがアウトカム指標の一例となると思うんですけれども、できる限りアウトカム指標でその分析をしていただきたい。

それから、事業の成果指標については、成果指標欄に記載がないのに、分析理由欄に成果指標の内容と考えられるようなものが書かれていることがあります。事業の有効性の分析については、成果指標をきちっと設定した上で、その成果を分析をしていただきたいということです。

それから、施策の成果、進捗状況が順調かどうかを判定するために、事業の有効性とか効率性について検証を深めていただきたいと、こういうことでもあります。

これらの審議結果につきましては、平成20年8月22日付で行政評価委員会から知事あてに答申をいたしております。

以上でございます。

星宮委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き、浅野副部長に大規模事業評価部会の報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

浅野委員　それでは、報告資料2に基づいて報告させていただきます。

まず、審議対象事業でありますけれども、宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業であります。

事業の概要は、現校舎は昭和38年から45年にかけて旧耐震基準で建築され、古いものは建築後45年を経過し、老朽化が著しい状況にあります。また、平成15年度に実施した耐力度調査の結果からも、改築の必要性が認められていることから、今回改築を行うというものであります。

当該校は、平成17年4月に併設型中高一貫教育校として再編し、同時に男女共学化をしておりますが、その際、施設の整備は前身の古川女子高等学校の校舎を一部改修したものの、本格的な改修は行っておりませんでした。そういう経過から改築するというものであります。

改築予定地は、大崎市古川諏訪1丁目にあります。

敷地面積は5万5,772平米。

改築規模は、校舎が1万1,695平米で鉄筋コンクリートづくり3階建てであります。屋内運動場は1,800平米で鉄骨づくり。総事業費が72億6,200万円というものであります。

供用開始予定が平成25年4月というふうになっております。

審議の状況であります。平成21年1月19日に諮問をいただきまして、1月29日に第1回部会を開き、評価内容の概要説明を受けて現地調査をし、審議に入りました。2月20日第2回部会では、県民意見の提出状況を見て審議を継続し、答申案をとりまとめたということであります。同日、評価事業完了報告、これは県立こども病院でありますけれども、その報告もありませんでした。3月23日、本日、知事に答申いたしました。

審議結果でありますけれども、答申の概要は、事業を実施することは妥当と認めるといった内容であります。

ただし、評価書を作成するに当たっては、下記に掲げる事項についてさらに検討を行い、その結果を同書面に適切に反映することを求めるというものであります。

附帯意見として4点挙げております。

1点目は、現校舎は、耐力度調査の結果、危険建物に該当するというふうに言われておりますので、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すること。また、工事期間中、生徒等の安全対策についても配慮を行うことというものであります。

2点目が、校舎とグラウンドの間に公道があります。そういう位置関係にありますので、生徒の交通安全対策については従前以上に配慮をしていただくというものであります。

3点目が、周辺が住宅地であることから、地域住民との対話に努め、工事期間中はもとより、供用開始後も住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮した方策を講じることという内容のものであります。

4点目が、改築後のグラウンドの有効利用についてでありますけれども、新グラウンドになる予定地には、既存建物の一部が残る可能性があります。それでこれをどうするかですけれども、有効利用の障害にならないよう関係者間で十分な協議を行い、計画を施すことというものであります。

以上です。

星宮委員長 ありがとうございます。本日、林山部会長ご欠席のため、浅野副部会長にご報告をいただきました。ありがとうございます。

それでは、公共事業評価部会につきまして、森杉部会長、ご報告をよろしく願いたいいたします。

森杉委員 報告資料3をごらんください。

1ページ目に載っていますのが審議対象事業です。審議対象事業につきましては同資料の4ページをごらんください。

この4ページ、別紙となっているところのこの事業概要一覧、これが4ページ、5ページ、6ページ、7ページが本年度の評価対象事業です。合計で39個というふうに、5年に一度このこういう量の再評価を行わねばならぬと。実際厳密には再々評価がほとんどなんですけれども、ほかの載らないというふうになっておりまして、こんなふうな年々のアンバランスがやはり発生しているというのが一つ特徴的です。

それで、4ページからの事業の内容の概略をご説明いたしますと、1番から4番までは道路でありまして、すべて再々評価。後ほど出島という、2番ですけれども、出島の生活道路なんですけれども、交通量がはっきり言いますと非常に少ない、離島ですので。そうすると費用便益分析をやりますと、交通量がありませんから便益が十分にあるような格好にならないということが発生しまして問題になっている。5年前にも問題になったんですけれども、そういう道路が一つあります。

5番からは、今度は河川事業でありまして、26番までいわゆる治水事業です。すべて再々評価で、予算が限られておりますので、優先的なものを優先して、ほかのものはちょっと待っていただくというような形の事業を推進しておられるようです。

その次はダムです。

それからあと、地すべり、街路、街路、都市公園、残り四つが流域下水道です。それから、最後が農村整備事業での圃場整備ですね。こういうふうになっております。

それで、4ページからもう一度今度は2ページに戻っていただきまして、公共事業再評価の任務は何かということをごとちと記述していただいておりますので、ここを見てください。

いわゆる再評価とか再々評価の対象になる事業は、左側の方の五つでありまして、事業着手後5年間を経過時点でまだ未着工の見込みの事業、それから、2番目は事業10年をたって、しかもまだ事業をやっているもの、それから、3番目はその再評価実施後5年間を経過した時点で未着工または継続中のもの、それから、4番目、事業採択後、準備・計画段階で5年間経過の見込みの事業、これは広域道路とダムに限った場合ですけれども。以上、基本的には、  
、  
、  
これは基本的には対象になっているような事業でありまして、それに対して事業継続かどうかということと、それから継続の場合には、先ほど政策評価部会報告の方でありましたように、今後の改善の方向性がどういうふうにあるかというようなことが議論の対象になるという形のものであります。

事業の経過はごらんのとおりでありますので、3ページにいただまして、今回すべて事業継続といたしました。これは前々回と基本的には同じ形態での継続

を妥当としております。二、三申し上げたいことがありましたので、それをこの3ページに記しております。

先ほど言いました離島の出島の生活道路ですが、このコメントとしては、交通量がないものですから費用便益比が1を割るような非常に小さな値になりまして効率が悪いということに一見なります。しかし、生活道路としては非常に重要なものがあります。だから、できるだけぜいたくなことをやらないで、道路の幅員等を片側歩道ぐらいにして少しでも縮めてくださいというようなお願いをしております。

一方で、生活道路としてのこの便益はやはり結構重要なものがあるんですね。これを宮城県の方でいろいろと工夫されてこの便益を計算して、そうすると、交通量はないですけれども、中学生が学校に自転車を通えとか、それから、安全に、よく嵐が来たりするんですけれども、そういうときにもこの道路は通れるようになるとか、こういうものの便益をカウントしますと、そんなに悪いという感じでもないというような状況になるんですが、これを国の方に持って行って、これで費用便益分析が1を超えているということをお認めくださいと。それによって来年の予算を確保してくださいということをお願いしようとしたところ、国の行政としては現在つくっているマニュアルに乗っかって計算したものでないと、それを正式書類としては認めるわけにはいかないとこういうことになりまして問題になりましたけれども、結局一応県としては生活道路としての便益が十分費用を上回っていると、こういう認識のもとに継続するということにいたしました。

それから、坂元道路と坂元川とのこの案件は、道路と河川との非常に一体化したというか、ふくそうした工事現場でありまして、河川課といいますか、道路担当部局と河川、道路・河川との間の調整が最初からうまくいっていたわけではなくて、実はいろいろと言ったところ、皆さん非常にスムーズに調整をしていただきまして、その中間の空き地や何かがなくなりまして、土地の有効利用が非常に進んだところなんですけれども、こういう連係プレーを今後もぜひとも積極的にやっていただきたいというお願いをしている次第です。

それから、27番長沼ダムですが、これはこのダムは治水のみならず利水も兼ねておりまして、利水の方の便益の評価というものが現在のマニュアルではきちんと整理できるようになっていません。したがって、利水の便益がどの程度あるかということがわからないような状況なわけですが、こういうものはわからないにしても、ぜひとも利水の便益の効果が上がるように農業振興等を図っていただきたいと、こんなふうなお願いをいたしました。

その以下に3ページの(2)におきましては、これは特別の事業というよりはその事業全般のお話ですが、まず河川事業と下水道事業は、事業の期間がすごく長いんですね。30年とか50年とか、こういうふうになりまして、したがって効果がわかりにくいようになっています。そこで、今後、今後10年間の整備方針及び事業計画というものを具体的書きまして、そして当面どういうことが行われるかなということが県民の方々にわかるようにしましょうと。

それから、休止している事業も結構たくさんあるわけですが、こういうこともそれぞれのどんな格好で休止しているかということをお示ししてくださいということをお願いしました。これも今回からうまくいくんじゃないかと思っています。

2番は街路事業ですが、街路事業はこのコストの問題はありますけれども、これを置いておいても、最近のこの世の中の景気対策としても最大の課題になると思わ



れます街路の景観だと思うんですけども、こういうものの景観について、ぜひともこういうチャンスに配慮して、電線の地中化までが一番望ましいんですけども、その電線を背後に隠すだけでも大分違いますので、こういうことをお願いしたいと思っています。

あとは3番目は、事業計画の変更があった場合には、もう少しどういう理由でどんなふうにお金を使ったかと、今後どんなふうによくなると思うかということをお書きいただきたいと、こんなふうにしてお願いした次第です。

以上、少し長くなりましたが、個別の条件を付してコメントいたしました事業は以上のとおりでございます、審議結果としてはすべての事業について継続、こういうことといたしました。

以上です。

星宮委員長      ありがとうございました。

                  ただいま公共事業評価部会からのご報告いただきました。

                  以上をもちまして、政策評価部会及び大規模事業評価部会、公共事業評価部会、それぞれのご報告をいただいたところでございます。

                  ただいまいただきましたご報告に対して、委員各位から何かご意見あるいは質問等がございましたら、遠慮なく挙手して発言をお願いします。いかがでしょうか。（「よろしいですか」の声あり。）どうぞ。大滝先生。

大滝委員      今の森杉先生のお話の中で、B/Cで公共事業を評価するということについてですね。これは今私がこの分野の本当の専門ではないですけども、例えば高速道路とか、もっと一般的な道路でも、B/Cというものだけで評価するというのがすごく評価の仕方としては狭過ぎるんじゃないかというような議論とか、もっといろいろなファクターを入れながらB/Cというものをその一つしてこう見ていくような評価の仕方とかというのも必要ではないかというようなこととかですね。

                  それから、たまたま今度東北経済連合会などと一緒に高速道路の評価の仕方をもうちょっと多様な評価指標も入れて分析していくとかということをやっている、三つの高速道路について、もう少し国で今やっているような意味でのB/Cとは違うようなこう評価の仕方みたいなものを積極的にアピールしていこうとかというようなこともやったんですけども、先ほどのお話で、特に離島の道路のような問題というものを考えるときに、やはりこれまでのようなB/Cだけだとどうしても1を切ってしまうとかというのはありがちな話で、こういうようなものについて、県として国なり、あるいはそのほかのいろいろな官庁にこういうものをアピールしていくとか、あるいはもう少し事業の見方というようなものについて、多角的な視点を入れてしっかりとした評価をしていくとかというようなことが、私も必要になってきているのではないかと思いますけれども、その辺のところについてはどういうふうにこれからこういうものを進めていくときに考えていったらいいのかとか、基本的にどういうスタンスでこういうその評価の問題を考えていったらいいのかというようなことについて、もし何か議論があったり、この後次に継続させていくようなときに、こういうことが大きな課題になっているというようなことについて、何か問題提起をいただけるといいのかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

星宮委員長 ありがとうございます。それでは、森杉部会長、お願いします。

森杉委員 当面B/Cの中身そのものに関する議論ですけれども、これを例えば宮城県は東北圏の新潟県を含む各県に呼びかけられまして、現在の国の持っているB/Cのマニュアルは非常に交通量というものですか、自動車に限定されたものであって、しかも平常時の事態だと。冬だとか、その防災時だとか、それから歩くときだとか、あるいは定時性とか、こういうことは全く入っていない。そういうものを入れた格好でのマニュアルであるべきだという提言をなさっておられます。これをどこに行っているんでしたっけ。大臣に行っているんでしたか。国土交通大臣にたしか行っているんですよね。そんなふうにして、ここのこの部局ではそういうマニュアルの適正化の方向に動いております。一方で、国の方もこのマニュアルの改良は、一応いつも委員会を継続しておりまして、そういった地方公共団体からの積極的な提案を積極的に取り入れて改良していくと。その方向は動いていると考えていいです。

先ほど言いました県は、現場の第一線のその来年の概算要求を受け付けるその担当部署では、そういう自由度は許されていないんですね。これが問題なんですよ、むしろ。それを許すべきだと私は思っているんですけどもね、実は。そういう問題が今回は発生したんですね。実は他県でもそういう話を聞いたことがあるんですけども、その場合にはその担当者レベルでオーケーを言ったとか、そういううわさもあるんですね。その第一線のその判断基準というのはやはりすごく揺れ動いているようでありまして、今回の場合は出島というのはめちゃくちゃな道路ではなくて、明らかに必要な生活道路を持っているというそういうその事実が、こういうふうな結果を、とにかく一応解決はできたという方向になっていると思うんですね。

だから、常識的な意味でまともな道路だなと思うやつは大体大丈夫なんですね。いろいろなことを計算すると。そんなふうには私は思っています、今のこの大幅な見方を変える必要があるかとなりますと、いろいろ項目はありますけれども、そんな感じもしているんですけども。私の意見はですね。

星宮委員長 はい、ありがとうございます。

大滝先生、よろしいですか。(「ありがとうございます。はい」の声あり。)

大事な意見で、きめ細かなといいますか、心の通ったような格好でこれからやっていく問題提起だと思います。どうもありがとうございます。

そのほか、何かご意見ございますでしょうか。関田委員、お願いします。

関田委員 先ほどの公共事業の評価で、離島の生活道路の件が出たんですけども、ベネフィットもコストもどういうものを入れるかという議論が一つあるわけですよ。それが県の方では県独自のベネフィットのコンセプトを入れた。国は評価マニュアルではまだそこまでいっていないと。この辺の県と国との調整というか、ぜひ提案していただいて議論を深めてほしいんですけども、一方においてベネフィットというのはお金に換算するので、換算しにくい生活費用も結構あると思うんですね。その辺の扱いはどうなっているんでしょうか。例えば、ミニマムレベルの生活水準を条件として、その上でベネフィットの比較をする、B/Cをやるとか、そういったことはやられていないでしょうか。

森 杉 委 員     その点についてやっておりません。

関 田 委 員     それをやらないと、結局ベネフィットから外されるものについては考慮されないということになって……。

森 杉 委 員     いや、それは考慮すべきかどうかというのは理論的な問題としては効果があるものはすべてベネフィットしてカウントする必要がありますから、具体的などういうベネフィットであるかということをも明示化されることによって、便益への換算……。

関 田 委 員     便益は通常市場メカニズムで判断されるわけですね。だから、市場のその……。

森 杉 委 員     必ずしもそうではありません。市場の形になっていません。

関 田 委 員     ああ、そうですか。

森 杉 委 員     はい。支払意思額ですから。

関 田 委 員     ダルトPを、はい。そういうものを使ってやっていただければいいわけですが、それにできないようなものについて、ぜひその制約条件になるシビルミニマムみたいなのも考慮していただければいいのではないかと思うんですけども。

星宮委員長     質的ないい議論ができたと思います。どうもありがとうございます。  
そのほか、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、報告(1)、以上ということで先に進ませていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。  
それでは、続きまして2番目ですが、平成20年度行政活動の評価の結果及び反映状況についてということでございますが、これについては事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

行政評価室長     それでは、初めに政策評価・施策評価に係る評価の結果及び反映状況についてご説明を申し上げます。

報告資料4ということで、この別冊になっております「宮城の将来ビジョン 成果と評価」という冊子がございます。この冊子の9ページをごらん願ひしたいと思います。

先ほど各部会長から委員会からの答申、それから附帯意見のお話ございましたけれども、これと県民から聴取いたしました意見を踏まえまして、県の対応方針を含めました最終的な評価結果をまとめてございます。

県民からの意見とその反映状況につきましては、15ページ以降の資料2というところに記載をしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、委員会の意見に対する県の対応方針と、この方針を踏まえまして最終的な

評価結果についてであります。個々の政策・施策の評価内容に付されました意見については、それぞれの施策や事業の展開、取り組みの中で工夫をしていくなど、適切に反映していくことにして、評価書の県の対応方針の欄にその結果を記載しておりますような対応をしていくことにしてございます。

また、県の評価の妥当性に対するその判定については、委員会からの結果を真摯に受けとめまして、特に1から3の低い判定がなされた政策・施策につきましては、強い改善が求められている意見であることを認識しながら、意見に対して適切に対応していくことにし、これらの対応等を踏まえながら自己評価の内容を見直した結果、1政策3施策について評価原案を修正することにしております。そのほかのものにつきましては原案のとおりとなっております。

10ページをお開き願いたいと思います。

修正をいたします政策・施策名と修正点は、政策番号6の「子どもを生き育てやすい環境づくり」の原評価「概ね順調」を「やや遅れている」に、同じく政策番号6の施策番号13の「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」の原評価「概ね順調」を「やや遅れている」に、政策番号8の施策番号18「多様な就業機会や就業環境の創出」の原評価「概ね順調」を「やや遅れている」に、それから、政策番号11施策番号28の「廃棄物等の3Rと適正処理の推進」の原評価「順調」を「概ね順調」に修正しております。

修正後の内訳につきましては、記載のとおりとなります。

なお、各政策・施策ごとの最終的な評価結果は、11ページ以降の資料1の評価状況の一覧の右端の評価結果の欄に記載しておりますとおりになります。

次に、評価の結果の反映状況についてご報告いたします。

今度は報告資料5の「行政活動の評価の結果の反映状況説明書」の1ページをお開き願いたいと思います。

要旨というところでございますけれども、政策評価・施策評価につきましては、評価の結果や行政評価委員会からの意見、それから県民意識調査の結果などを踏まえまして、宮城の将来ビジョンの実現に向け、優先的、重点的に取り組むべき事業内容を検討いたしまして、平成21年度の重点事業として305の事業を設定し、必要な予算編成を行ってございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

政策評価・施策評価結果の反映状況についてであります。左側の方に県の最終評価結果を「宮城の将来ビジョン」の33の取組であります施策ごとに、施策の成果、事業構成の方向性、施策推進上の課題等、次年度の対応方針などを記載してございます。これらのことを踏まえました反映状況を右側に、先ほど申し上げました構成する重点事業の事業名、平成21年度予算額などと、参考といたしまして平成20年度の当初予算額もあわせて記載してございます。

今年度の予算におきましては、特に子育て支援、地域医療の充実、学力の向上などの取組について重点的に措置してございます。なお、「やや遅れている」と評価いたしました施策であります取組につきましても、所要の予算措置がなされてございます。

次に、公共事業再評価に係る評価の結果及び反映状況についてご説明を申し上げます。

同じ資料の1ページでございますけれどもお戻りを願いたいと思います。

委員会からの答申や附帯意見を踏まえまして、県といたしまして最終的な評価結果は、すべての事業について継続とすることにしてございます。委員会から付されました意見についても、それぞれの事業の実施の中で見直しや改善を図るなど、適切に対応していくこととしてございます。

なお、県民からの意見の提出はございませんでした。

これらの評価結果などを踏まえまして、次年度以降の事業実施方針について検討いたしまして、平成21年度の事業内容を決定し、必要な予算編成を行っております。

36ページをお開き願いたいと思います。

反映状況についてであります。同じように左側の方に県の最終評価結果を事業種別、事業名、実施箇所、それで評価の結果などを記載してございます。これらの評価結果を踏まえた反映状況につきましては、同じように右側に平成21年度の予算額や事業内容等を記載してございます。

この36ページの 2事業の評価結果の欄をちょっとごらん願いたいと思います。この欄の下の方、「事業継続」と書いてあります下の方に、行政評価委員会から付されました意見に対する県の対応方針を記載してございまして、備考の欄には事業実施する上での留意事項などを記載しております。意見を付されました事業については、以下同じように記載をしてございます。

1枚めくっていただきまして、次のページ、37ページをお開き願いたいと思います。

6の事業の右側の反映状況の欄をごらん願いたいと思います。

平成21年度の予算額や事業内容の欄が「-」になっておりますが、これは事業は継続するものの、予算執行の効率化と事業の重点化を図るため、一定期間計画的に事業を休止するものであります。この計画に基づきまして、行政評価委員会の判断を受け、最終評価としてございます。このようにこの欄に「-」が記載されております事業につきましては、以下同様でございます。

以上で政策・施策、公共事業の再評価結果と反映状況についての説明を終わりますが、大規模事業評価部会から先ほどご報告がございました古川の黎明中学校・高等学校校舎改築事業につきましては、本日いただきました答申を踏まえまして、県といたしましての最終的な評価結果を決定し、6月の定例県議会に報告するとともに公表する予定にしてございます。

最後になりますが、事業箇所評価に係る評価の結果及び反映状況についてご説明を申し上げます。

参考資料というのがございますので、参考資料の5ページをお開きを願いたいと思います。

事業箇所評価につきましては、翌年度以降3年度内に実施を予定しております継続を含む公共事業の事業実施箇所について、事業の種別ごとに優先度の判定を客観的に判断できる手法を用いまして評価し、事業の重点化や効率性の向上を図ることを目的に実施をしてございます。

なお、災害の復旧や防止のため、緊急的に行う必要のある事業、それから、維持管理事業に関しましては対象外にしてございます。

あわせて、評価手法と結果を公表することによりまして、事業を進める上での行政判断の客観性と透明性を高め、県民への説明責任も果たしております。

この評価につきましては、内部管理の効果、効率性の向上、合理性の確保等が主

な目的であることから、自己評価を主に実施をしております、行政評価委員会の方にはお諮りをしてございません。

この評価の基準等につきましては、例といたしまして、報告資料6-2の「平成20年度事業箇所評価の結果の反映状況説明書」の一番後ろのページ、69ページに経営体の育成基盤整備事業の評価基準表をお示ししてございますので、ごらんを願いたいと思います。

事業の種別ごとに必要性、有効性、効率性などの観点から評価項目を設定いたしまして、この項目ごとに必要な評価指標とそのウエートを設定してございます。この設定した評価指標とそのウエートにより、事業箇所ごとに評点を算出いたしまして優先度を数値化し、継続と新規事業箇所ごとに分けて比較し、順位により判定し評価の結果というふうにしてございます。

このようにして行いました評価の結果につきましては、同じくこの資料6-2の資料の1ページのところに右から三つ目の所のところに評価結果の欄というところがございまして、「1位/66」というふうにご書いてございますが、これがまさしく評価の結果でございまして、66箇所中の1番というような形で、その左側に評点というのがございまして、この評点の高い順序にずっとこのような形で順位づけをしていっているということになります。

次に、これらの結果の反映状況についてでございますけれども、報告資料6-1、同じく事業箇所評価の結果の反映状況説明書の要旨、1ページをお開き願いたいと思います。

評価結果の反映方法につきましては、ページの下のところのところに四角囲みがございまして、その右の囲みの方でございまして、「<評価結果の反映>」と書いてございまして、その下の段をちょっとごらん願いたいと思います。

評価の結果をもとに予算規模にのびましてその継続事業の優先順位の高い順、続いて、新規事業箇所の優先順位の高い順に、平成21年度の事業箇所を選定し、予算編成を行っております。なお、評価の結果にかかわらず、その事業執行上の特別な事情によりまして事業を実施する箇所や、あるいはしない箇所がある場合はその理由を明らかにしていくことにしてございます。また、継続事業箇所で平成21年度に事業を実施しない場合にも、その理由を明らかにすることしております。

それから、平成21年度に県の事業といたしまして新規に実施をする箇所につきましては、新規事業箇所調書を作成し、添付することにはしておりますが、本日の資料には省略をさせていただいております。

2ページの方をちょっとごらん願いたいと思います。

評価の反映状況についてでございますけれども、の総計でございますけれども、評価対象といたしました57事業、429箇所のうち、平成21年度に実施をする箇所は374箇所、これは対象となりました約87%という形になります。なお、この中には継続箇所で予算編成の過程で、岩手・宮城内陸地震の影響により完成年度が1年延伸した箇所が新たに1箇所追加されてございます。それから、平成22年、平成23年度に実施を予定することにした箇所は53箇所ということになります。それでその他が二つございます。その他の二つとは、平成20年度内に早期に完成をし、事業を終了することになった箇所が二つございますので、これをその他のところでカウントしてございます。

事業の種別ごとの反映状況の内訳は、この下、下段の方に記載してありますとお

りでございます。

また、資料の6 - 2の方にお戻りを願ひまして、これらにつきまして反映状況、県が行います事業、それから県が助成いたします事業別に事業の種別ごと、それから先ほど申し上げました新規事業、継続事業を分けまして記載をしております。個別の内容は時間的な関係もございますので省略をさせていただきたいと思ひます。

政策評価・施策評価及び公共事業の再評価結果の反映状況につきましては、平成21年2月10日に公表し、2月の定例県議会に報告をしております。なお、事業箇所評価につきましても同日に公表し、県議会の方には参考配付という形で配付をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

星宮委員長 どうもありがとうございました。

行政評価室長から丁寧なご説明いただきまして、ありがとうございます。

ただいまご報告をいただきましたことにつき、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。森杉部会長。

森 杉 委 員 どこだったか思い出せないんですけども、しばらく休止するということをコメントでつけておられるところがありましたよね。これはどこにありましたでしょうか。資料5の資料です。

星宮委員長 よろしいですか。

大 滝 委 員 37ページです。

森 杉 委 員 わかりました、37ページですね。（「はい、そうです」の声あり。）これはこれでこういうふうに書いていただくとわかりやすいと思うんですが、これがその調書とか、あるいはどこかでこの事業と連動した格好でこういうことになっていますよということがどこかで県民に公表されておりますか。それはどんなふうな格好でされておりますかという質問なんですけれども。

星宮委員長 どうでしょうか。では、行政評価室長、お願いします。

行政評価室長 ちょっと重複するかもしれませんが、資料5という形でお示しをしております評価の結果の反映状況の説明書ということで、37ページに今言ったような形でお書きをしておりますので、その辺のなぜ「 - 」なのかというところにつきましては、備考の欄に書き込みをいたしまして、平成21年度から計画的に事業を休止しますよという形で、このもの自体が県民の方に公表されるという形になっておりますので、議会にもこの形で報告していますので、ここの中で書き込んだものが公表される。それで県民にもお伝えをこういう形でしているということになります。

星宮委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、また森杉部会長。

森 杉 委 員      もう少し。それはそれでわかりました。だけれども、今回の公共事業部会で問題提起したのは、調書にこういう状況になっているということを書き込んでくださいということをお願いしているんですよ。調書にこの内容のことが書き込んでありますと、これで完璧なわけですけども、それが書き込んでありますかということについての質問です。

星宮委員長      では、担当の方どうぞ。

行政評価室員      まず最初の森杉部会長から最初にご質問あったこの理由については、まず評価書、評価結果である評価書に記載しております。（「ああ、そうですか」の声あり。）はい。なおかつ、今回の反映状況説明書にも備考欄に記載しております。

今後こういった休止の事業などあった場合につきましては、評価調書の方にきちんとその理由を記載するということが抜けていましたので、記載するように担当者向けの記載要領のマニュアルを整備しております。そちらにきちんと明記をして次年度以降対応していきたいと思っています。

森 杉 委 員      わかりました。

星宮委員長      ありがとうございます。では漏れはないですね。ありがとうございます。そのほか何かご意見。

長谷川委員      今のと関連してちょっとお伺いしたかったのは、今のその反映状況の中で事業を休止するというのがたくさん出ていますね。これはこれでいいと思うんですけども、ただ、気になったのは平成11年度から計画的に事業を休止しているというのが2箇所ばかりあるんですね。そうすると、もう10年たっていますよね。これ見ていると河川の改修工事ですね。多分河川ですから洪水に対する改修だと思うんですよね。10年も放っておいて、じゃあ本当にこれを将来も継続する必要があるのかという感じがするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

星宮委員長      いかがでしょうか。行政評価室長、ではお願いします。

行政評価室長      こちらはですね。全く今のお話のとおりなんですけれども、事業の継続というのは将来に向かっても続けていくというようなことでございまして、その休止をするということになりますと、また一から新規というような形での採択になる関係がございまして、やはりその地域といたしますか、の実情とか、あるいは河川でありますと、工事をしていく工区の優先度を見たり、そこを直すことによってある程度ここはもう若干待てるとか、そういうような事情、作用が働きますので、その辺のところを勘案した形でこういうふうになっているのでございますけれども、一遍休止という形の結論を出してしまいますと、国からのいろいろなその財政的な支援などもそこで途絶えてしまう。事業そのものが途絶えてしまうという形になってしまいますので、お休みはするんですけども、事業としては妥当なので将来に向けて継続をしていきますよというような意味合いがございまして、そんな形での長期間の休止期間になっているという部分がございまして、お金がな



いものですから、何せその優先的にどこにその事業をシフトしていくかということでもって、河川などの場合はその治水の関係がある程度でき上がってくればそこはお休みにして、もっと優先度の高いところをやっていきましょうという感じでの計画的な休業、ちょっと長めの休業ではございますけれども、そんな形になってございます。

長谷川委員　もう一つ、すみません。

星宮委員長　どうぞ。

長谷川委員　今のも多分そういうことだと思うんですね。そうすると、先ほど森杉部会長の方で、やはりこれを継続するかどうかのときの判断材料として、そういう細かなデータをちょっと出されて検討された結果がこういうふうになっているのかというのがちょっと気になったんです。どうなんでしょうか。

星宮委員長　大体そうなんですね。県の方でもいろいろご苦労ありながら、微妙な表現になっていて歯ぎれが悪いところもあるかもしれませんが、ご理解いただける。いかがでしょう。よろしいですか。おおよそご報告に関しては。どうぞ、濃沼先生。

濃沼委員　報告資料の6 - 2ですけれども、評価結果の評点と順位とありますね。これは具体的にどういう意味でしょうか。評点の高い順に並んでいる。そのページを例に言いますと66中の1位と書いてあります。この事業が順位付けされ、担当課がどういう印象を受けるかですね。評価によってランキングされる。評価をもって1位とか2位とか強調する必要はないのではないかと思います。ランキングを目的に評価したわけではありません。個別の評価が相対評価に様変わりしているようにみえます。

星宮委員長　では、行政評価室長、ちょっとご説明お願いします。

行政評価室長　これはちょっと先ほども申し上げたんですけれども、やはり事業の優先度とか、それから重点化、効率化を図る上において、ちょうど今お話ございました6 - 2の資料の一番後ろに基準表と配点をつけてございまして、これらによりましてある程度その評点をつけまして、その順位といいますか、優先度をこの中で示していくという形になります。それで、この1、2というような形で上に上がってくるのは、やはりある程度その事業の優先順位が客観的に見て高いものですよという順位を付して、予算を編成していく上において、この順番を尊重しながら事業の予算化を図っていくと。

それで、先ほど申し上げましたように、まず継続している事業を優先的に予算措置をしていく。その次に新規事業の優先度の高いものからという形で、予算で許されている範囲内でこの順番をもとにいたしまして予算編成をしていくということで、1番、2番という順番、これ優先順位というふうにこう考えていただいた方がよろしいのかと思いますので、そういう観点でつけております。

濃沼委員 一番最後のページを見ていただきたい。必要性から有効性、効率性、緊急性、熟度まであります。これはそれぞれ等価の区分とも思えないし、これらを総合したものを優先度とするのも合理性がない。例えば必要性和優先度は違う概念だと思いますし、それらを全部合わせたものが優先度とするのはやや乱暴だと思います。こういうことを試みたのはよろしいかと思えますけれども、この算定法では優先度が高い低いとは言えない。第三者評価の目的から少しずれていくような気がします。優先度という言葉もお使いにならない方がいいのではないかと思います。前回の政策評価部会でも申し上げましたが、分野や領域ごとに評価の視点が違うので、それを同じレベルで優先度をつけると、行政評価の意味合いが変化してくる。

星宮委員長 今回の濃沼委員のご指摘は、これがひとり歩きしてしまうと本来の目的から外れるかもしれないというご懸念だと思うんですね。ただ、予算獲得のときなどにあった方が便利だとか何かあるのかもしれないので、これは一つの行政評価室の方でお考えになったことで、この委員会で全部オーソライズしてひとり歩きしてもいいよということではないということ、慎重にお使いいただくということならよろしいでしょうか。

それでは、今のご意見を少し参考にしてお進めいただくことにしたいと。

そろそろご意見、ご質問はこの辺で打ち切ってよろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

それでは、行政評価室の方からいろいろご相談いただきまして、長い期間ここで各部会でご審議いただきましたので、それぞれの委員から一言ずつご意見をいただいて終わりにしたいというふうに思います。

それでは、関田副委員長の方からよろしく願いいたします。

関田委員 私は政策評価部会で長らくこの評価に携わらせていただいたんですけども、なかなかそのきちとした標準的な評価の方法というはできていませんので、試行錯誤しながらいいものをこつこつとっていくということになりますけれども、今までの長く議論した成果をぜひ生かしていただいて、よりよい政策評価・施策評価体系を整備していただきたいというふうに思います。

特に、県民の意識とのずれがないように。このずれというのは県民が情報不足のためにずれることもございます。だから、県民に対する適切な情報開示、情報の説明をしていただくと同時に、県民の目線に沿った政策評価・施策評価体系の整備をお図りいただきたいというのが願いです。以上です。

星宮委員長 ありがとうございます。それでは、浅野委員、お願いします。

浅野委員 私は大規模事業評価部会ですけれども、自分の職業と離れた立場から県の政策・施策を見させていただいて、非常に興味深かったというか、楽しい時間を過ごさせていただきまして、ありがとうございました。

ただ、審議の中で県民の意見を反映するという場面があるわけですけれども、その意見がなかなか少なく、もしそれがもう少し出てくれば、その審議の中身が幅広くなったり、深くなったりするのかなというそういう印象を持ちました。

どうもありがとうございました。

星宮委員長 どうもありがとうございました。濃沼委員，お願いします。

濃沼委員 先ほどの事務局のご説明ですと，この評価についてのパブリックコメントもゼロですね。広報の仕方とか，意見の聴取の仕方にも課題があるのではないかと思います。それから，かなり膨大なので，意見を求められても答えにくいようなところがある。結果をもっとわかりやすく表現して広報を行う必要があるのではないかと。報告資料6 - 2などは緻密化されていて理解しづらい。先ほど申し上げました必要性，有効性など，私たち委員が扱わなかったものが新たに付け加えられています。結果を緻密化する方法にばかりではなく，わかりやすくする方向に向けていただき，県民が容易に理解できるような形でオープンにさせていただくといいのではないかと思います。それから，意見の聴取の方法ももう少し工夫をしていただけると，県民の意見を汲み上げることができるかと思います。

星宮委員長 ありがとうございました。では，水原委員，お願いします。

水原委員 我々も大学でこの種のものやっていて，やはりこれ書くの大変なことだったなというふうに思いますので，ひところは随分がたがたして書く内容があまり一定していないといえますか，なれておられなくて，また，後ろに県庁職員の方がおられるとそこからこう殺気を感じるような，何ですか，こんなことで時間つぶすのなら本当の仕事したかったというふうな，そういう思いがこう感じられて，評価はやはりなるべく簡便な方法をとって，自分たちが次の方策が見えるという，そういうふうになればいいんだと思うんですけども，なかなかそれが難しい。でも，全国レベルで見ると，宮城県と三重県ですか。この二つが先進県として評価の方面で進んでいますので，ぜひいろいろ苦勞はありましたけれども，一応一つの山を越えて，書いている方々も一つの形をこう出せるような形にまでなっているなど私思うんです。

ただ，我々の委員会の方で，県庁の方々の評価の評価なんだというところがいまひとつこうすとんと落ちないままに何か来てしまって，要するにその評価が正しいのかという評価が聞かれているのであって，その行政がいいのか悪いのかというのはちょっとまた一つ別問題というふうなところがあって，そのこのところが何かこう最後まで吹っ切れないまま来ちゃったなというようなことですね。ですから，次のステージではもう少しすっきりした仕方で，何の評価を頼まれているのか，その結果どうなんだと。それから，「遅れている」という評価を出した場合には，その結果，本当に何かその分だけ予算がついたのか，その分だけ何かしたのかというのがちょっと見えなくて，「遅れているんだそうです」だけで何かどうなのかなという感じがありましたので，その辺が生かされるような評価にぜひなっていたければと思いますので，これはどの県がやっても難しいことで，宮城県ならばぜひ次のステップに上がってほしいなと思います。

星宮委員長 ありがとうございます。では，沼倉委員，どうぞ。

沼倉委員 私は公共事業評価部会の方に所属させていただきまして，さまざまな事案見さ

せていただきました。その中でB / Cというのは先ほども議論になりましたけれども、いろいろな事業を一律に評価するという点では非常に重要な指標でありながら、かつ、非常に難しく、B / Cでは反映できない要素も非常にたくさんあるということでございまして、その中でもやはりB / Cを精緻に求めた上で、そこに盛り込まれないものについてはやはり説明ができるような形で、県の方では十分に説明責任を果たせるような形で準備をされていただきたいと思いますと思っております。場合によってはB / Cが1を切ってもやらなければいけない事業もありますし、先ほど事業休止となっておりますけれども、すべて1を超えているものでも、ほかの事業に比べれば、ここは少し後でもということもあると思います。そこは一律のものではございませんので、あとはどれだけ県の方で説明責任ができるのであろうかということだと思っております。

また、ここ最近非常に経済情勢厳しくなっておりまして財政の方も厳しいので、やはりそこは十分に頭を使って決定していただかなければいけませんし、これだけ経済の変化が激しいので、県民の要請とかも変化が大きいんじゃないかと思っております。また、環境も温暖化が進んでおりますので、気象条件の変更も非常に激しくなっていますので、この変化に十分にキャッチアップできるような政策の決定をこれからぜひお願いしていただきたいと思いますと思っております。以上です。

星宮委員長      ありがとうございました。では、大滝委員、お願いします。

大滝委員      私は主に産業経済関係を担当したんですけれども、宮城県の方だけで県の経済をどのくらい左右できるかということについては私はかなり懐疑的になっていて、ですから、本当に県自体がやったことについて評価するというのは実はとても難しいことではないかというふうに思っています。むしろ、私が何年かやってみて感じたことの一つは、評価の場を通して政策に関するその担当者の人たちと私たち委員がこう対話できるというか、もっとこういうことを考えて政策を考えたらいいんじゃないかとか、同じお金を投入してこういう政策をやるんだったらもっと違うやり方があるんじゃないかとかという、そういうこうキャッチボールができたというのがとてもよかったんじゃないかと私たちは思っています。

県の職員の皆さんにそれがどういうふうに映っているかは別としても、何かそういうことを何回か重ねるに従って、もう少し違った見方とかやり方とかというのが出てきて、少しずつそのやり方に関する工夫をすとかという、そういうことが進んだということに対しては、一定の進歩があったのかなというふうに考えています。

ただ、評価ということはやはりとても難しい。特に経済とか産業の面で言えば、一見数字がちゃんと出てくるように見えるんですけども、県として一体何がどこまでできるかということについてはやはりとても難しいところが残っていて、それをずっとこう客観的に追求するという点についてはいろいろな難しさがこれからも残り続けるのかなという感じは持っています。以上です。

星宮委員長      ありがとうございます。長谷川委員、どうぞお願いします。

長谷川委員      私は政策評価部会の中で環境の分野を担当したんですけれども、もともと環境については県の方のいろいろな委員会などを通してある程度内容を知っていました。

また行政評価ということからすると、また別な観点からいろいろと県でやっているような仕事をいろいろな面で見ることができたというのは非常に感謝しております。ただ、問題だったのは、先ほど大滝委員おっしゃっているように、県でやっていることと我々がこう聞きたいことがずれていまして、議論の中でもずれが多かったという気がします。ですけれども、かなり私も長い間こうやっていたものですから、かなりそういう点では県の方々のやはりこういうふうに言えば県民がわかってくれるという表現が出てきたので、非常によくなってきたような気がいたします。

ただ、問題になるのは、一つは県民意識調査ですね。県民の満足度があまりよくない、ところが県の評価は比較的いいとかということで、そのずれがまだまだあるものです。ただ、それは正直言って指標であるとか、評価をどうするかということで、やはりまだ私たちがやった中でも評価そのものがどういうふうにしてやればいいのかということで、指標も含めて難しいのかなという気がしました。

ですけれども、私も県のいろいろな皆さんが苦勞されているというのはわかりましたので、ぜひこれからもいい県政をやっていただければと思います。ありがとうございました。

星宮委員長      ありがとうございます。森杉委員、お願いします。

森杉委員      10年前に宮城県が初めてこういうこの公共事業の再評価だったと思いますけれども、最初にスタートしたのは。そのころまだ国の方でも行政評価法の法律は通っておりませんので、先進的な試みをなさった格好のときでしたけれども、そのころパブリックコメントをやった、実質的なパブリックコメントは、極めてたくさんの方々の事業を中止しなさいとか、あるいは逆に中止しましたという発言に対して、マスコミ等も大変大きなこの反響を取り上げて、無駄な公共事業の代表みたいなものがたくさん挙がったような時代ですね。そのときに厳しい評価こそ重要なんだというようなこの雰囲気になってきて、それでここ10年たったと私は思うんですね。隔世の感があると思うんですね。現在の少なくとも県の職員の方々はこういう評価は絶対やらねばならないという認識だと思いますけれども、当時、実際一生懸命住民を説得して事業を推進しているのに後ろから鉄砲で撃つつもりかと、こういうような現場の方々の不満もあったような時代だったと私は思うんですね。

その観点から比べると、現在の県の姿勢は、私たちの言いたいことは、例えば先ほどの箇所づけの点数にいたしましても、いろいろな観点から評価したときに、私たちはその事業の中では優先順位はこれの方が高いと思っていますよということを発信しているんですね。「それは正しいかどうかはわかりませんが、私たちはこう思っていますよ」と、こういうことだと思うんですね。私はそういう態度は日本の行政全体に対して非常に大きな影響を与えてきたんじゃないかなと思います。結果、予算がなくなってきてピンチになっていることも事実なんですけれども、基本的な方向としては間違っていなかったんじゃないかと、こんなふうに思っております。

そういうふうに思っております、今後もこのいろいろな紆余曲折はあるでしょうけれども、やはりやらざるを得ないかなと思います。ただ、やらざるを得ないんですけれども、またこの評価をする作業に手間ひまがかかっているんですね。B

／CのB／Cがいるんですね，また。そういうふうな時代がありまして，個々にこの行政効率を上げるような工夫とか，こういうものをどうしても何か考えていかねばならない課題が並行的に今浮かび上がっているのではないかと，こんなふうにいる次第です。

星宮委員長 どうもありがとうございました。

最後に私，一言ごあいさつ申し上げます。

この行政評価委員会，各委員の方々それぞれの分野で大変お忙しいところ，時間をお繰り合わせいただきながら，真剣になって取り組んでいただきましたこと，心から感謝申し上げたいと思います。

それから，県のそれぞれの部局の方々も，前向きに宮城の将来ビジョンに具体的な成果を出すというために日々努力してくださっていることを肌で感じております。それで県の方々にも敬意を表したいと思います。どうぞこれから具体的にやっていくときに，皆様どうぞ県民の目線でいい仕事をしていただければというふうに思います。どうも皆さん本当にありがとうございました。

これで終わりにしたいと思います。

司 会 ありがとうございました。

委員の皆様には任期中，貴重なご意見やご指導を賜り，厚く御礼を申し上げます。

それでは，次第4のその他ですが，全体を通して委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

ございませんようですので，それでは以上をもちまして，平成20年度宮城県行政評価委員会を終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会

議事録署名委員 大滝 精一 印

議事録署名委員 濃沼 信夫 印